

呉市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

呉市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
(呉市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 呉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年呉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(収支報告書の提出) 第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、 <u>別記様式による</u> 政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収証書(領収証書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書)の写しを添えて議長に提出しなければならない。 2～4 略	(収支報告書の提出) 第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収証書(領収証書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書)の写しを添えて議長に提出しなければならない。 2～4 略

第2条 呉市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。  
別記様式を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、その廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、所要の規定を整備するため、この条例案を提出する。